

報 告 第 9 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝行

令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）

写

専決第6号

処 分 書

令和5年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

令和5年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,592,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 地方消費税交付金		2,800,000	86,632	2,886,632
	1. 地方消費税交付金	2,800,000	86,632	2,886,632
10. 地方特例交付金		113,245	122,317	235,562
	1. 地方特例交付金	113,245	122,317	235,562
11. 地方交付税		5,807,034	89,686	5,896,720
	1. 地方交付税	5,807,034	89,686	5,896,720
19. 繰入金		2,538,473	△57,246	2,481,227
	1. 基金繰入金	2,538,473	△57,246	2,481,227
22. 市債		4,472,148	38,700	4,510,848
	1. 市債	4,472,148	38,700	4,510,848
歳入合計		57,312,821	280,089	57,592,910

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,091,601	280,089	6,371,690
	1. 総務管理費	5,135,381	280,089	5,415,470
歳出合計		57,312,821	280,089	57,592,910

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年災害復旧事業	千円 6,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	6,000	—	—	—

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
社会資本整備事業	千円 958,500	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 968,400	補正前に同じ	%	補正前に同じ	補正前に同じ
一般廃棄物処理事業	164,000				千円 186,800				
計	4,472,148	—	—	—	4,504,848	—	—	—	—